

令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き 奥州市

市税につきましては、平素から格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税されます。このうち償却資産は地方税法第 383 条の規定により、事業を行っている方が毎年1月1日現在において奥州市内に所在する所有資産を1月31日(休日の場合は翌平日)までに申告することになっています。

つきましては、本手引きをお読みいただき、同封の申告用紙に必要な事項を記載のうえ、期限内に必ず申告ください。

申告書 提出期限	令和 6年 1月 31日 (水)			
申告書 提出先 ※土日祝日・年末年始 を除く 《注意》 提出の際は、マイ ナンバーカード及び本人確認 ができる身分証 明書等を持参し てください。	受付場所	受付日	受付時間	
	奥州市役所本庁	3階税務課家屋係	随時	8:30 ~ 17:15
	江刺総合支所	1階市民生活グループ 窓口	1月11日(木)	9:00 ~ 16:00
	前沢総合支所	1階待合ホール 特設窓口	1月9日(火)	9:00 ~ 16:00
	胆沢総合支所	2階執務室 特設窓口	1月12日(金)	9:00 ~ 16:00
	衣川総合支所	市民福祉グループ 窓口	1月10日(水)	9:00 ~ 12:00
※総合支所での受付は、提出期限内であれば上記受付日以外(土日祝日・年末年始を除く)も行いますが、できるだけ上記受付日に提出をお願いします。				
問い合わせ先	〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地 奥州市役所 税務課家屋係(3階) TEL 0197-34-2376(直通)			

※郵送の場合は奥州市役所税務課家屋係へ提出用と身分証明書のコピーを送付してください。

なお、申告書の控え(受付印を押印したもの)の返送が必要な場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

◇ 申告をしない場合または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合には、地方税法第 386 条及び市税条例第 75 条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第 385 条の規定により懲役または罰金を科されることがあります。

◇ 申告内容の確認及び国税資料の調査について

奥州市では申告書の受理後、申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、問い合わせや資料の提供、実地調査を行っています。職員が調査に伺った際にはご協力をお願いします。また、地方税法第354条の2に基づき、法人税または所得税に関する国税資料の閲覧を行っています。国税資料(青色申告決算書類等の所得税申告書の付属書類及び添付書類)と償却資産申告書の資産明細との突合により、申告漏れが発見された場合、修正申告を行っていただく場合があります。

◆ 償却資産の概要

◇ 償却資産とは

工場や商店、農業、アパートや駐車場など、事業経営をしている法人や個人が、その事業のために所有している(貸し付けている)構築物・機械・工具・備品などの有形の固定資産を償却資産といいます。

◇ 償却資産として申告の必要がある資産

前記の固定資産で、税務会計上固定資産勘定に計上して通常の減価償却を行い、その減価償却費が法人税法または所得税法上による所得の計算上損金(必要な経費)に算入される資産です。(次ページへ)

次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば課税対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- ② 簿外資産（償却資産を含む）で、事業の用に供することができる資産
- ③ 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ④ 未稼働資産（まだ、稼動していないがすでに完成している資産）

※法人税法または所得税法の規定により、耐用年数1年未満または取得価額が10万円未満の資産で一時損金に算入するもの、及び取得価額が20万円未満の資産で事業年度ごとに一括して3年で償却を行うことを選択したものは、申告の対象から除かれます。

◇ **税率と免税点**

奥州市の固定資産税の税率は1.5%です。ただし、償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課税されません。

※免税点未満になる場合でも申告書の提出は必要です。

◇ **申告の必要がない資産**

- ① 自動車税、軽自動車税の課税客体となるもの ② 棚卸資産（商品、貯蔵品など）
- ③ 無形減価償却資産（ソフトウェア、営業権、電話加入権、特許権など）
- ④ 非減価償却資産（書画・骨董など、希少性を有し代替性がないもの）

◇ **償却資産の特例について**

- ① 地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。対象となる資産がある場合は、許可証や証明書等の必要な書類を添付して提出してください。
- ② 令和6年3月31日までに取得された太陽光発電設備については、最初の3年度分、当該設備に係る固定資産税が軽減されます。ただし、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ10kW未満）は除きます。

【必要な添付書類】再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けていることが分かるものの写し

◇ **リース資産の申告について**

リース資産は、その資産の所有者（リース会社等）が申告することになりますが、契約の内容により取扱が変わります。

① 一般的なリース契約

リース期間終了後、資産が貸主（リース会社等）に返還される内容であれば、**貸主（リース会社等）が申告**することになります。

② 所有権留保付割賦販売契約

リース期間中、資産の所有権を貸主（リース会社等）にとどめておき、リース期間終了後、借主に所有権が移転するときには、地方税法第342条の規定により貸主と借主の共有資産とみなされます。この場合は**借主が申告**することになります。

◆ **償却資産の申告について**

次の表から、当てはまる申告区分で○印のついている様式を提出してください。

申告いただく方		申告書	種類別 明細書	記載事項
申告する方 はじめて	申告資産がある方	○	○	令和6年1月1日現在、奥州市内に所在する 全資産を明細書の記載の仕方（4・5・6ページ）を参照のうえ、明細書に記載 してください。
	申告資産がない方	○	—	令和6年1月1日現在、奥州市内で事業を行っていない方、事業を行っているが申告する資産のない方は申告書の『18備考』欄の該当する箇所を○で囲んでください。
前年度申告した方	資産に増減がない方	○	○	申告書の『18備考』欄の「資産の増減なし」を○で囲んでください。
	資産に増減がある方	○	○	申告書の『18備考』欄の該当する箇所を○で囲み、明細書には昨年までに申告された資産を記載していますので、 明細書の記載の仕方（4・5・6ページ）を参照のうえ記載 してください。
	申告内容に訂正がある方			
廃業や解散した方	○	—	令和6年1月1日現在、奥州市内で事業を行っていない方、事業を行っているが申告する資産のない方は申告書の『18備考』欄の該当する箇所を○で囲んでください。	

償却資産申告書の記載方法 ※2枚複写（1枚目は提出用、2枚目は申告者の控えです。）

交付印	20	6年1月4日	奥州市長 殿	6年度	償却資産申告書（償却資産課税台帳）	※所有者コード	19 1234567890
1 住所	〒023-8501	三丁目5番地	3 個人番号又は法人番号	123456789012	8 船舶耐用年数の承認	8	有・無
2 氏名	① 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地 (電話 0197-24-2111)	② 奥州 次郎 奥州 三郎 (屋号)	4 事業種目	④ 農業	9 増加償却の割合	9	有・無
3 取得価額	前年中に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	5 事業開始年月	⑤ 平成17年 8月	10 非課税償当責主	10	有・無
4 取得価額	前年中に取得したもの (ハ)	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類ごとに記入してください。	6 この申告に回答する者の氏名及び住所	⑥ 経理係 奥州 三郎 (電話 0197-24-2111)	11 課税標準の特例	11	有・無
5 合計	計 (イ) (ロ) (ハ)	計 (イ) (ロ) (ハ) によって算出した取得価額の合計額を記入してください。	7 税理士等の氏名	⑦ ()	12 特別償却又は任給記録	12	有・無
6 工業及び備品					13 影響会計上の償却方法	13	⑬ (定率法) 定額法
7 合計					14 青色申告	14	有・無
15 奥州市内における事業所等の資産の所在地	⑮ 奥州市水沢大手町一丁目1番地		16 借入資産	⑯	17 事業所用家屋の所有区分	17	自己所有・借家
16 借入資産	⑯		18 備考	⑰			

記載項目	初めて申告される方	前年に申告された方
		以下の記載方法により必要な項目を記載してください。
① 住所	住所及び電話番号を記載してください。	変更や訂正がある場合には二重線を引いたうえで訂正してください。
② 氏名 (屋号)	氏名または事業所名を記載してください。(押印は必要ありません)	譲渡や相続等、所有者に変更がある場合には、印字されている氏名に二重線を引き、新しい所有者名を記載してください。
③ 個人番号又は法人番号	個人番号 (12桁) または法人番号 (13桁) を記載してください。	
④ 事業種目	事業内容を記載してください。2種類以上の事業の場合は主たるものを記載してください。	
⑤ 事業開始年月	奥州市で事業を開始した年月を記載してください。	
⑥ この申告に回答する者の係及び氏名	償却資産申告の内容について、問い合わせに対応いただくことのできる方のお名前や部署名と、連絡先となる電話番号を記載してください。	
⑦ 税理士等の氏名	税理士に本申告書の作成、もしくは経理を委託している方は、その税理士の氏名及び電話番号を記載してください。	
⑧ ~ ⑭	それぞれ該当するものを○で囲んでください。	
⑮ 奥州市内における事業所等の資産の所在地	資産の所在地を記載してください。	
⑯ 借入資産	リースを受けている資産の有無を選び、「有」の場合その貸主、資産名称を記載してください。	
⑰ 事業所用家屋の所有区分	事業所が自己 (自社) 所有か貸家か、該当するものを○で囲んでください。	
⑱ 備考	該当する箇所を○で囲んでください。その他必要な事項を適宜記載してください。	
⑲所有者コード	奥州市で振り分けたコードが記載されています (新規の場合は記載されていません)。なお、奥州市で配布する申告書以外を使用して申告する場合は、 <u>送付した申告書に記載されている所有者コードまたは納税通知書に記載されているお問い合わせ番号</u> を必ず記入してください。	
⑳ 提出日	申告書の提出日を記載してください。	

種類別明細書の記載方法 ※2枚複写（1枚目は提出用、2枚目は申告者の控えです。）

この明細書は、申告する資産のある方が提出するものです。前年中に資産の増加や減少がない場合でも必ず提出してください。なお、前年中に廃業や解散した方、申告する資産がない方は提出する必要はありません。

初めて申告される方は、令和6年1月1日現在で事業に用いている償却資産をすべて記載してください。

※電算処理方式により申告している場合、資産の記載された種類別明細書は同封していません。

6 年度 種類別明細書															
所有者名		奥州太郎										所有者コード		1234567890	
取得形態	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分		増加の事由		現耐用年数	旧耐用年数
					年	年	月			1.売却 2.滅失 3.移動 4.その他	1全額 2一部	1.新品取得 2.中古品取得 3.移動 4.その他			
1	1	0000000000 0010000504	アスファルト工事	1	平成	18	5	11,423,000	10	1・2・3・4	1・2	1・2・3・4			
2	1	0000000000 0010000505	ビニールハウス ③	1	平成	16	8	700,000 850,000	8	1・2・3・4	1・2	1・2・3・4			
3	2	0000000000 0010000506	食料品製造設備 ④	1	平成	16	8	990,500	10	※下記の注意をご覧ください				R6	16
4	6	0000000000 0010000507	コピー機 ⑤	1	平成	2	6	100,000 200,000	5	1・2・3・4	1・2	1・2・3・4			
5	6	0000000000 0010000508	焼却炉 ⑥	1	平成	18	10	500,000	5	1・2・3・4	1・2	1・2・3・4			
	2		バインダー ①	1	令和	4	3	550,000	7	1・2・3・4	1・2	1・2・3・4			
	1		駐車場舗装 ②	1	令和	4	8	3,000,000	10	1・2・3・4	1・2	1・2・3・4			

《 注意 》
 平成20年度の税制改正により償却資産の耐用年数に変更になったことから、償却資産のうち「機械及び装置」の申告においては、新しい耐用年数を用いることになります。
 過去に取得した償却資産であっても、「機械及び装置」を申告する方すべてが新しい耐用年数を用いることになります。
 【申告の方法】記載例④参照

◆新たに取得（増加）した償却資産、1月1日現在の償却資産を申告する場合

【記載例： ① バインダー / ② 駐車場舗装】

資産の種類	該当する種類の番号を記載してください。 1：構築物 2：機械及び装置 3：船舶 4：航空機 5：車両及び重搬具 6：工具器具及び備品	取得価額	資産の取得価額を記載してください。 ・取得価額は、償却資産の取得に要したすべての金額をいいます。 ・消費税については、税務上採用している経理方式により申告してください。 ・法人税法または所得税法上による圧縮記帳は認められていません。圧縮額を含めた実際の取得価額を申告してください。
資産コード	記載する必要はありません。	耐用年数	資産の耐用年数を記載してください。
資産の名称等	資産の名称を記載してください。	増加の事由	当てはまる番号に○を付けてください。 1：新品取得 2：中古品取得 3：移動 4：その他
数量	その資産の数量を記載してください。		
取得年月	資産を取得した年月を記載してください。		

◆これまでの申告内容に変更（金額の増減も含む）がある場合

【記載例： ③ ビニールハウス】

誤って取得価額を記載していた場合、該当する取得価額に二重線を引き、正しい金額を記載してください。

【記載例： ④ 食料品製造設備】

税制改正による耐用年数の変更の場合は、該当する耐用年数に二重線を引き、正しい年数を記載してください。併せて、「適用年度」欄に「R6」と記載したうえで、「旧耐用年数」欄へ「現耐用年数」欄に印字されている数字をそのまま転記してください。

上記のほか、耐用年数を誤って記載していた場合は、該当する耐用年数に二重線を引き、正しい年数を記載してください。

◆前年より減少した償却資産がある場合

【記載例：⑤ コピー機 / ⑥ 焼却炉】

減少資産がある場合は減少した箇所を二重線により消し、右側の「減少の事由及び区分」で該当する番号に○を付けてください。また、減少区分で「2：一部」を選択した場合、数量等も変更してください。

⑤は一部減少の例、⑥は全部減少の例です。

◆電算処理方式により償却資産を申告する場合

電算処理方式により申告する場合も、令和6年1月1日現在に所有する全ての資産がわかる書類（種類別明細書等）を必ず添付してください。（前年度と資産内容に変更がない場合でも同様です。）

なお、eLTAX（地方税ポータルシステム）により申告する場合、所有者コードの欄には送付した申告書に記載されている所有者コードまたは納税通知書に記載されているお問い合わせ番号を必ず記入してください。（新規の申告の場合は空欄のままで構いません。）

◆地方税と国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）	法人税・所得税
償却の計算期間	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	固定資産評価基準に定める減価率	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例（租税特別措置法）	金額に関わらず認められません	認められます

◆課税対象となる主な償却資産の種類及び耐用年数（農作業機械等）

※資産の種類・耐用年数は標準的なものを例示しており、構造や用途などによって異なります。

資産の種類	資産の具体例	耐用年数	資産の具体例	耐用年数
1 構築物	サイロ コンクリートブロック造	34	かんがい用土管	10
	井戸、堆肥舎	14	パイプ・ビニールハウス	8・10
2 機械及び装置	ハーベスター（脱穀機）	7	粒選機	7
	乾燥機		育苗機	
	糶摺機		播種機	
	モーターコンディショナー（自走式）		噴霧機	
	ヘーコンディショナー（自走式）		マニアスプレッター	
	ヘーベラー（自走式）		ブロードキャスター	
	ボイラー（農林用）		管理機（テラー）	
	ポンプ		草刈機（モーター）	
	田植機（乗用を除く）		ヘーコンディショナー	
	カッター		ドッキングローダー	
	ヘーベラー		フロントローダー	
バインダー（刈取機）	除雪機			
6 工具・器具及び備品	陳列棚・ケース	8	自動販売機	5
	陳列棚・ケース （冷凍・冷蔵機付）	6	パソコン （サーバー用は5年）	4

★農耕作業用機械の申告について

トラクター、乗用田植機、コンバイン、スピードスプレーヤー等は軽自動車税の課税対象となりますので、償却資産としての申告は必要ありません。ただし、道路を走行する、しないに関わらずナンバーを取得することになっていますので、ナンバーを取得されていない方は本庁または各総合支所窓口で取得してください。

◆ 課税対象となる主な償却資産の種類及び耐用年数（農作業機械以外）

※資産の種類・耐用年数は標準的なものを例示しており、構造や用途などによって異なります。

資産の種類	資産の具体例	耐用年数	資産の具体例	耐用年数
1 構築物	独立キャノピー	45	路面舗装コンクリート・石敷・レンガ敷	15
	屋上等の広告塔 金属製	20		
	花壇・緑化施設		15	自転車置場・自動車置場 フェンス 路面舗装アスファルト敷 移動性組立ハウス（プレハブ）
	屋外給排水・ガス引き込み施設			
	屋外受水槽・浄化槽・貯水槽			
	側溝			
	門・堀ブロック		7	
2 機械及び装置	太陽光発電設備	17	印刷設備	10
	受変電・自家発電設備	15	食料品製造業用設備	
	洗車業用設備		複写業用設備	
	測量業用設備	14	自走式作業用機械	
	洗濯業・美容業設備	13	ガソリンスタンド設備	8
	金属製建具又は建築金物製造設備	11	総合工事業用設備	6
	機械式駐車場装置	10		
3 船舶	釣り船	5	ボート	4
4 航空機	飛行機・ヘリコプター	5・8・10		
5 車両及び運搬具	台車 金属製	7	台車 金属製以外	4
	構内運搬車		※特殊自動車についてはページ下をご覧ください。	
6 工具・器具及び備品	金庫 手さげ金庫以外	20	楽器	5
	事務机・ロッカー・キャビネット 金属製	15	コピー機・ファクシミリ・シュレッダー	
			自動販売機・レジスター	
	電話機・電話交換機	10	テレビ・カラオケ・プリンター	
	時計		理美容機器	
	看板 金属製		手さげ金庫	
	陳列棚 冷凍機付及び冷蔵機付以外	8	電子計算機	4
	陳列棚 冷凍機付及び冷蔵機付	6	電子計算機 パソコン（サーバー用を除く）	
	ガス機器		カーテン・じゅうたん	3
	タバコ分煙機		ネオンサイン	
	冷蔵庫・洗濯機		型・型枠	2
	冷房用・暖房用機器		衣装	
インターホン及び放送用設備				

★ 償却資産における特殊自動車の取り扱い

自動車税の課税対象である自動車、ならびに軽自動車税の課税対象である原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は償却資産から除かれます。（例：トラクター、コンバイン、農耕用トレーラなど）しかし、道路運送車両法第3条に規定する自動車のうち、**大型特殊自動車（車種別番号9及び90～99、0及び00～09）**は償却資産に含まれます。（例：スタビライザ、グレーダ、ショベルローダなど）